

覚書

地権者 (以下「甲」という。) と耕作者 (以下「乙」という。) とは、令和 年 月 日付け農用地利用集積等促進計画 (以下「促進計画」という。) により公告される予定の (以下「該当農地」という。) の使用貸借又は賃貸借による権利について、以下のとおり対応することに合意しここに覚書を締結した。

第1条 促進計画の契約期間中に乙が在留期間を延長せず、該当農地の耕作を続けられない場合、速やかに群馬県農業公社 (以下「丙」という。) と甲及び丙と乙の貸借契約の合意解約を行う。

第2条 第1条の場合、乙は農地を借り受けたときの状態に戻し、返却する。

第3条 本覚書は覚書締結日より適用する。

上記覚書の証として、本覚書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、促進計画とともに各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

地権者 (甲) 住所
氏名

Ⓜ

耕作者 (乙) 住所
氏名

Ⓜ

丙 住所 前橋市総社町総社2326-2
蚕糸技術センター内
氏名 群馬県農業公社

Ⓜ